

山梨県公報

第千八百七十八号

平成二十年

八月十四日

木曜日

目次

告示

家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施の一部を改正する告示	四七一
家畜伝染病の発生	四七一
団体営土地改良事業の完了	四七一
県営土地改良事業計画の決定	四七一
道路の区域変更	四七一
道路の供用開始	四七一
建築基準法に基づく道路位置指定	四七一
正誤	四七一
平成二十年二月十四日付号外第六号中	四七二
平成二十年三月三十一日付号外第二十二号中	四七三

告示

山梨県告示第三百五十七号

山梨県告示第百号(平成二十年三月十三日)の一部を次のように改正する。

平成二十年八月十四日

山梨県知事 横内正明

本則の表牛のヨ―ネ病の発生予防のための項検査の方法の欄中第二号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 予備的抗体検出法による検査

山梨県告示第三百五十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成二十年八月十四日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生日
ヨ―ネ病	山羊	患畜	二	富士河口湖町船津字剣丸尾	平成二十年七月十七日

山梨県告示第三百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、山梨市長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつた。

平成二十年八月十四日

山梨県知事 横内正明

土地改良事業名	地区名	工事完了年月日
基盤整備促進事業	矢坪地区	平成二十年三月二十五日

山梨県告示第三百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(大月北部地区県営中山間地域総合整備事業)の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十年八月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 縦覧書類
 - 二 縦覧期間
 - 三 縦覧場所
 - 四 異議申立期間
- 県営土地改良事業計画書の写し
- 平成二十年八月十五日から同年九月十一日まで
- 大月市役所
- 平成二十年九月十二日から同年九月二十六日まで

山梨県告示第三百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十年九月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
富士河口湖町大字船津字大久保四〇四一番の六地先から 富士河口湖町大字船津字大久保四〇五三番の一地先まで	一〇・八五 一一・七〇	七・八五 八・七〇		二二五・〇

山梨県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年九月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	島上条宮久 保絵見堂線	甲斐市大字大袋字久保入二二四 六番の二地先から 甲斐市大字団子新居字中原六六	三五八・〇	平成二十年 八月二十九 日

七番の二地先まで

山梨県告示第三百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
笛吹市御坂町夏目原字前の木二二六〇番一
- 二 道路の幅員
最大四・八四メートル 最小四・七三メートル
- 三 道路の延長
三四・二二メートル

正 誤

ページ	段	行	誤	正

平成二十年二月十四日山梨県人事委員会規則第四号（山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）

四	上	終わりから七	、その額」を「その額	あつては、「を「あつて
---	---	--------	------------	-------------

平成二十年二月十四日山梨県人事委員会規則第七号（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）

五	下	終わりから八	、その額」を「その額	あつては、「を「あつて
---	---	--------	------------	-------------

平成二十年二月十四日山梨県人事委員会規則第十号（山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）

七 上 六

、その額」を「その額
は あつては、」を「あつて

平成二十年二月十四日山梨県人事委員会規則第二十号（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則）

一 上 終わりから七

「中」第一条第十一号」を「第一条第十号に改め
、同号」を削る。

平成二十年三月三十一日山梨県人事委員会規則第三十六号（再任用短時間勤務職員等の給料月額に関する規則の一部を改正する規則）

六 下 終わりから十三

「第二号」 「第二号」

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番